

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

湯沢市長

市町村名 (市町村コード)	湯沢市 (052078)
地域名 (地域内農業集落名)	横堀地区 (上寺沢、下寺沢、赤塚、愛宕町、旭町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月9日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業者の高齢化が進み、地域の担い手が減少していることから、今後どのように担い手(新規就農者等)を確保・育成していくかが課題である。
- ・未整理田や小区画、また水がこないなど条件の悪い農地が多く作業効率が悪い。
- ・人のつながりがなくなってきたため、保全活動も困難になっている。

主な作物: 水稻、大豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域の若手農家が連携を強化する。
- ・地域の個人の担い手と他地域の法人との連携を強化する。
- ・農地の集積・集約化を進め、農業の効率化に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	133.90 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	133.90 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

地区内の農振農用地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 他地域の法人とも連携し、集積、集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構を活用し、集積、集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 今後の地域のニーズを踏まえ、状況に応じ検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・将来の担い手となりうる小学生を対象とした田植え、稲刈体験授業を継続していく。 ・地域の担い手農家の連携強化から発展的な法人設立を模索する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 農作業の効率化を図るため防除作業は、近隣の農業法人等に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/> ③スマート農業	<input type="radio"/> ④畑地化・輸出等	<input type="radio"/> ⑤果樹等
<input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/> ⑦保全・管理等	<input type="radio"/> ⑧農業用施設	<input type="radio"/> ⑨耕畜連携等	<input type="radio"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①ツキノワグマやイノシシ等の被害が拡大しないよう電気柵等の設置を推進する。
- ⑦地域住民と一体となった保全・管理に努める。